

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 農業関係資金の相談窓口を設置しました

1 金融相談窓口の設置場所及び連絡先

相談窓口：県庁 畜産課 経営・振興班（家畜疾病経営維持資金）

電話：073-441-2920

県庁 経営支援課 金融班（上記以外の資金）

電話：073-441-2880

開設時間：平日9時から17時45分

2 農業者の方が利用できる制度資金【詳細は別紙を参照して下さい。】

- (1) 家畜疾病経営維持資金
貸付対象者：鳥インフルエンザ発生農家、移動制限区域内
農家等
資金使途：運転資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者
資金使途：運転資金
- (3) 農業近代化資金
貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者
資金使途：家畜等の購入及びその育成に要する資金
- (4) 生活営農資金
貸付対象者：農業を営む者
資金使途：家畜等の購入及びその育成に要する資金
- (5) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
貸付対象者：認定農業者
資金使途：家畜等の購入・育成資金、運転資金
- (6) 経営体育成強化資金
貸付対象者：一定の要件を満たす農業者
資金使途：家畜等の購入・育成資金、償還円滑化資金

お問い合わせ先		
担当課	県庁 畜産課	県庁 経営支援課
担当者	堺、山本	北出、仮谷
電話	073-441-2920	073-441-2880

農家の方が利用できる制度資金一覧

資金名	家畜疾病経営維持資金			農林漁業セーフティネット資金
	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金	
融資機関	農協	農協	農協	(株)日本政策金融公庫
対象者	高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者 移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された者	病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受けた者	認定農業者等 一定要件を満たす農業者 (※)
資金使途	肥飼料費、家畜の購入費、畜産経営に用する器具及び消耗品等購入費、雇用労働費、その他畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費(既往負債の借換えを除く)			運転資金
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	家きん100羽当たり 52,000円		一般600万円 特認:年間経費等の6/12以内(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
償還期限 (据置期間)	7年(3年)以内	7年(3年)以内	7年(3年)以内	15年(3年)以内
融資率	100%			100%
農家金利 (利子補給後) ※借入日により金利が変わることがあります。	1.025%	1.025%	1.025%	0.35~0.65%
備考				

※ 農業所得が総所得の過半又は農業粗収益が200万円(法人は農業売上1,000万円)以上

資金名	農業近代化資金	生活営農資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金
融資機関	農協等	農協等	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫
対象者	認定農業者等 一定要件を満たす農業者(※)	農業を営む者	認定農業者	一定要件を満たす農業者(※) であって、経営改善資金計画 又は経営改善計画を融資機関 に提出された方
資金使途	家畜等の購入及びその育成に 要する資金	家畜等の購入及びその育成に 要する資金	○家畜等の購入・育成資金 ○運転資金	○家畜等の購入・育成資金 ○償還円滑化資金 (既往借入金等の負債に係 る支払いの負担を軽減する ための、経営改善計画期間 中の当該負債の支払いに 必要な資金)
貸付限度額	個人:1,800万円 法人:2億円	個人:350万円 法人:700万円	個人:3億円 法人:10億円	個人:1億5,000万円 法人:5億円
償還期限 (据置期間)	7年(2年)以内	5年(2年)以内	25年(10年)以内	25年(3年)以内
融資率	認定農業者等:100% 一定要件を満たす農業者:事業 費の80%以内	事業費の80%以内	100%	家畜等の購入・育成資金:事 業費の80% 償還円滑化資金:各年の支払 金の合計額に相当する金額
農家金利 (利子補給後) ※借入日により金利が変 わることがあります。	認定農業者:0.35~0.80% 認定農業者以外:0.80%	0.80%~1.05%(市町村の 利子補給の有無により異なる)	0.35%~0.80%	0.80%
備 考	認定農業者については、借入当 初より5年間無利子となる場合 有り			